

【第 24 回検定 2 級学科試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問 1

ア～エを比較して、著作権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 法人の従業者が、その法人の業務に関し著作権を侵害した場合、行為者を罰するほかその法人に対して罰金刑が科されることがある。
- イ 著作権を侵害した場合に、刑事罰の適用を受ける場合がある。
- ウ 著作権を侵害した者に故意又は過失がなければ、差止請求をすることができない。
- エ 著作権を侵害する行為により作成された物を、その情を知って、国内において頒布する目的をもって所持する行為は、著作権の侵害とみなされる。

問 2

ア～エを比較して、特許権等の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権に基づいて損害賠償請求する場合、特許権者は相手方の侵害行為が故意又は過失でされたことを立証しなければならない。
- イ 実用新案権に基づいて権利行使する場合、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使が認められない。
- ウ 特許権者は、特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対して、裁判所に信用回復の措置を請求することができる。
- エ 輸出行為が特許権の侵害とされる場合がある。

問 3

ア～エを比較して、意匠権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠権の効力は、物品が同一で形態が類似する範囲に及ぶが、形態が同一で物品が類似する範囲には及ばない。
- イ 自己の登録意匠と他人の登録意匠の類似範囲が重なる場合でも、自己の登録意匠の実施は制限されない。
- ウ 意匠登録出願と特許出願とは先後願が判断されないため、同一の製品について意匠権と特許権が発生することがある。
- エ 試験を目的とする登録意匠の実施については、意匠権の効力が及ぶ。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 4

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 貸与権とは、著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利である。
- イ 展示権とは、発行された写真の著作物を公に展示する権利である。
- ウ 口述権とは、言語の著作物を公に口述する権利である。
- エ 頒布権とは、映画の著作物をその複製物により頒布する権利である。

問 5

ア～エを比較して、他人の特許出願又は特許に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の特許出願に対して、その特許出願に係る発明と同一の発明が記載された先行文献を情報提供することはできない。
- イ 他人の特許出願に対して、出願公開の請求をすることはできない。
- ウ 他人の特許に対して、特許無効審判を請求することにより特許を無効にすることができる。
- エ 他人の特許に対して、特許異議の申立てをすることにより特許を取り消すことができる。

問 6

ア～エを比較して、自他商品等の識別力に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品の普通名称には、その商品の略称や俗称は含まれない。
- イ 商品の産地や品質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、識別力を有しないと判断される。
- ウ 標準文字のローマ字 2 字からなる商標は、識別力を有しないと判断される。
- エ 元来識別力を有しないと考えられる商標でも、使用により識別力を有すると判断されることがある。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 7

ア～エを比較して、著作権の存続期間に関する次の文章の空欄 [ 1 ] ～ [ 3 ] に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

著作権の存続期間は著作物の [ 1 ] の時に始まり、著作権は作者の死後 50 年を経過するまで存続するが、映画の著作物に係る著作権の存続期間については、その著作物の [ 2 ] 後 [ 3 ] 年を経過するまで存続する。

- |   |            |            |            |
|---|------------|------------|------------|
| ア | [ 1 ] = 創作 | [ 2 ] = 公表 | [ 3 ] = 70 |
| イ | [ 1 ] = 公表 | [ 2 ] = 創作 | [ 3 ] = 70 |
| ウ | [ 1 ] = 創作 | [ 2 ] = 登録 | [ 3 ] = 50 |
| エ | [ 1 ] = 公表 | [ 2 ] = 頒布 | [ 3 ] = 50 |

問 8

ア～エを比較して、特許法における新規性に関して、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア 外国でのみ公表された発明であっても、新規性がないものとして扱われる。
- イ 発明者が秘密にする意思を有していても、守秘義務を有さない他人に知られた場合には「公然知られた発明」に該当する。
- ウ 公然知られるおそれがある状況で実施された発明は、「公然実施をされた発明」に該当する。
- エ 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合、新規性を喪失した日から 8 か月経過後に特許出願をしても、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 9

ア～エを比較して、不使用取消審判に関する次の文章の空欄 1 ～ 4 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

継続して 1 年以上、日本国内において 2 のいずれもが各指定商品等に登録商標の使用をしていないときは、何人もその指定商品等に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ここで、登録商標には 3 商標が含まれるため、指定商品等に 3 商標が使用されていれば商標登録が取り消されることはない。また、1 年継続して不使用であることが取消しの条件であり、1 年前まで使用していたが現在は使用していない場合は不使用と 4 。

- ア 1 = 5 2 = 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者  
3 = 社会通念上同一と認められる 4 = なる
- イ 1 = 3 2 = 商標権者又は専用使用権者  
3 = 登録商標に類似する 4 = ならない
- ウ 1 = 3 2 = 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者  
3 = 社会通念上同一と認められる 4 = ならない
- エ 1 = 5 2 = 商標権者又は専用使用権者  
3 = 登録商標に類似する 4 = なる

問 10

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア 非営利目的で、聴衆や観客から料金を受けず、かつ実演等を行う者に報酬が支払われない場合であっても、著作権者の許諾なく未公表の著作物を上演することはできない。
- イ 当初、私的使用の目的で複製した複製物を、その後私的使用以外の目的で頒布することはできない。
- ウ 公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものであっても、未公表の著作物を引用して利用することはできない。
- エ 著作権を侵害する行為により作成された著作物であることを知っていたとしても、私的使用を目的とする場合であれば、その著作物をインターネットからダウンロードすることができる。

【第24回検定2級学科試験】

問11

ア～エを比較して、特許料に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を維持するためには、第4年目以降の特許料を前年以前に納付しなければならない。
- イ 設定登録時に納付する特許料を分割納付することができる。
- ウ 第4年目以降の特許料は、納付期限を経過しても、期限後1年以内であれば、特許料を倍額支払うことにより追納できる。
- エ 第4年目以降の特許料は、複数年分をまとめて納付することはできない。

問12

ア～エを比較して、税関における手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は自己の特許権を侵害すると認められた貨物に対して、証拠を提出し、認定手続をとるよう申し立てることができる。
- イ 貨物が「輸出又は輸入してはならない貨物」であると特許庁長官が判断した場合には、輸出入禁止の貨物に該当するか否かを認定する手続を行う。
- ウ 輸出入禁止の貨物に該当すると税関長が認定したときは、裁判所の判決に基づき、当該貨物を没収できる。
- エ 認定手続の開始の通知がなされるのは、貨物を輸出又は輸入しようとする者に対してではなく、当該貨物に係る権利者に対してである。

問13

ア～エを比較して、調査に必要な検索ツールに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品の類似群とは、互いに類似関係にある商品を1つのグループにまとめたものである。
- イ Dタームとは、意匠分類をさらに細分化したもの、又は物品の分野を超えた横断的な調査を可能とするものである。
- ウ すでに公開されている特許出願、又は特許については、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」で検索することができる。
- エ Fタームとは、国際的に統一されて使用されている特許分類である。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 1 4

ア～エを比較して、二次的著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- イ 二次的著作物を利用する場合、原著物の著作権者の許諾が必要となる場合がある。
- ウ 二次的著作物の著作権侵害に対しては、二次的著作物の著作権者だけが権利行使をすることができ、原著物の著作権者は権利行使をすることができない。
- エ 未公表の原著物の著作者は、その二次的著作物について公表権を有する。

問 1 5

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 更新登録の申請は、改めて商標登録出願をすることにより行う。
- イ 更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前 3 カ月から満了の日までの間にしなければならない。
- ウ 更新登録に対して納付する登録料は、1 年分ごとに分けて納付することができる。
- エ 更新登録の申請は、商標権者でなければ行うことができない。

問 1 6

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物への著作者名の表示を省略することができる。
- イ 著作物の題号を変更しても、その著作者の同一性保持権を侵害することはない。
- ウ 未公表の著作物に係る著作権を譲渡した場合、その著作物を公表することについて同意したものと推定される。
- エ 著作権が譲渡されても、それに伴って著作者人格権は譲渡されない。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 17

ア～エを比較して、出願審査請求に関する次の文章の空欄 [ 1 ] ～ [ 3 ] に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許出願について、何人もその出願日から 3 年以内に出願審査請求をすることで [ 1 ] を受けることができ、その請求は取り下げることが [ 2 ]。また、出願審査請求がされなかった特許出願は [ 3 ]。

- |   |              |              |                         |
|---|--------------|--------------|-------------------------|
| ア | [ 1 ] = 実体審査 | [ 2 ] = できる  | [ 3 ] = 拒絶査定となる         |
| イ | [ 1 ] = 実体審査 | [ 2 ] = できない | [ 3 ] = 取り下げられたものとみなされる |
| ウ | [ 1 ] = 方式審査 | [ 2 ] = できる  | [ 3 ] = 取り下げられたものとみなされる |
| エ | [ 1 ] = 方式審査 | [ 2 ] = できない | [ 3 ] = 拒絶査定となる         |

問 18

ア～エを比較して、パリ条約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア パリ条約の同盟国の国民が各同盟国においてした特許出願は、他の同盟国において同一の発明について取得した特許に従属する。
- イ パリ条約の同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。
- ウ パリ条約に規定される優先権の優先期間は、特許及び商標については 12 カ月であるが、意匠については 6 カ月である。
- エ 他の同盟国にした複数の特許出願に基づいて優先権を主張して特許出願をすることはできない。

問 19

ア～エを比較して、わが国の著作権法で保護される著作物等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 外国で発行された著作物は、日本国民が創作したものであっても保護されない。
- イ 日本国民が創作したものの以外の著作物は、日本で発行されたものであっても保護されない。
- ウ 事実の伝達にすぎない時事の報道は、著作物として保護されない。
- エ 国は、法令の複製権を有する。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 2 0

ア～エを比較して、特許出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由が通知された場合にする特許請求の範囲の補正では、その補正の前後の発明が発明の単一性の要件を満たしている必要はない。
- イ 補正が認められると、補正をした内容は出願時に遡って効果が生じる。
- ウ 最後の拒絶理由が通知された場合には、一部の請求項を削除する補正をすることができる。
- エ 特許異議の申立てを受けた特許権者は、取消決定の前に特許請求の範囲を訂正する機会が与えられる。

問 2 1

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定する不正競争に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 競争関係にある他人の取引先に対して、当該他人が実用新案権を侵害しているとの通知は、営業誹謗行為に該当する場合があるが、特許権を侵害しているとの通知は営業誹謗行為に該当しない。
- イ その意匠が周知であれば、権利期間が満了となった意匠が施された商品を販売する行為が、不正競争に該当する場合がある。
- ウ 故意又は過失を立証しなくても、不正競争防止法に基づく損害賠償請求をすることができる。
- エ 不正競争により営業上の信用を害された場合、損害賠償請求をすることはできるが、信用回復措置を請求することはできない。

問 2 2

ア～エを比較して、パテントマップに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア パテントマップとは、特許情報を分析しやすいように図表化したものではない。
- イ パテントマップを作成しても、研究開発が未開拓の分野を知ることはできない。
- ウ パテントマップを作成することにより、他社技術の強みや弱みを知ることができる。
- エ パテントマップは、業務提携先の選定情報として参考にはできない。



【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 2 3

ア～エを比較して、税関における知的財産侵害物品の輸出取締りの対象となる貨物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実用新案権を侵害する貨物
- イ 育成者権を侵害する貨物
- ウ 著作隣接権を侵害する貨物
- エ 回路配置利用権を侵害する貨物

問 2 4

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願についての国際調査に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

国際調査において、発明の特許性に関する審査が行われ、その結果、審査官の見解として 1 が示される。国際調査報告と 1 を受け取った出願人は、国際出願の 2 について、3 補正をすることができる。

- |   |              |                   |            |
|---|--------------|-------------------|------------|
| ア | 1 = 国際予備審査報告 | 2 = 請求の範囲         | 3 = 何度でも   |
| イ | 1 = 国際予備審査報告 | 2 = 請求の範囲、明細書及び図面 | 3 = 1 回に限り |
| ウ | 1 = 国際調査見解書  | 2 = 請求の範囲         | 3 = 1 回に限り |
| エ | 1 = 国際調査見解書  | 2 = 請求の範囲、明細書及び図面 | 3 = 何度でも   |

問 2 5

ア～エを比較して、特許法に規定する拒絶査定不服審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶審決に対して不服がある場合、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。
- イ 拒絶査定不服審判は、特許出願人以外の者も請求することができる。
- ウ 拒絶査定不服審判の請求と同時の手續に限り、図面を補正することができる。
- エ 拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった日から 3 カ月以内に請求しなければならない。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 2 6

ア～エを比較して、商標権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用使用権が設定された範囲内では、専用使用権者及び商標権者が登録商標を使用することができる。
- イ 通常使用権は、同じ範囲について複数人に許諾することはできない。
- ウ 指定商品が二以上ある場合に、指定商品ごとに商標権を分割して移転することができる。
- エ 商標権は設定の登録により発生し、その存続期間は商標登録出願の日から 10 年である。

問 2 7

ア～エを比較して、特許出願の審査で拒絶理由が通知された場合に行う措置に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 新規性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたので、判定を請求する。
- イ 産業上利用することができる発明に該当しないという理由で拒絶理由が通知されたので、拒絶査定不服審判を請求する。
- ウ 進歩性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたので、補正書と意見書を提出する。
- エ 発明の単一性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたので、特許異議の申立てをする。

問 2 8

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家は、自己の実演について公表権を有する。
- イ レコード製作者が有する著作隣接権の存続期間は、そのレコードが発売された時に始まる。
- ウ 放送事業者は、その放送の公衆への放送に際し、氏名表示権を有する。
- エ 有線放送事業者が有する著作隣接権の存続期間は、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時に満了となる。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 29

ア～エを比較して、意匠登録を受けられる可能性の高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 公然と知られた形状から当業者が容易に創作できる意匠
- イ 物品の機能が表面に現れた形状を含む意匠
- ウ 他人の業務に係る物品と混同を生じさせるおそれがある意匠
- エ 意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

問 30

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判は、複数の者が共同して請求することができる。
- イ 特許無効審判は、利害関係人でなくても請求することができる。
- ウ 特許無効審判は、特許権が消滅した後であっても請求することができる。
- エ 特許無効審判の無効審決に対して、特許権者は不服を申し立てることができる。

問 31

ア～エを比較して、商標権を取得するメリットに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 指定商品及び指定役務並びにこれらに類似する商品や役務について、登録商標を使用する権利を専有することができる。
- イ 商標権の譲渡やライセンスにより、営業外収益を確保することができる。
- ウ 先に商標登録した場合、その後の他人の商標権取得を防止することができることがある。
- エ 商標が使用され、顧客吸引力が発揮されることにより企業や商品等の価値を向上させることができる。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 3 2

ア～エを比較して、著作者に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の著作物の著作者とは、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者をいう。
- イ 無名又は変名で公表された著作物の著作者であっても、実名の登録を受けることができる。
- ウ 法人が著作物の著作者となることがある。
- エ 著作者と著作権者が異なることがある。

問 3 3

ア～エを比較して、契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権の譲渡契約において、その特許権がすでに存続期間満了で消滅している場合は、その譲渡契約は無効である。
- イ 契約としての成立を回避するためには、契約書の標題を議事録としておけばよい。
- ウ 特許権に係るライセンス契約は、契約の両当事者の意思表示が合致した上で、契約を締結したときに成立する。
- エ 契約相手が契約内容を履行していない場合であっても、国家権力を用いてその契約内容を実現させることはできない。

問 3 4

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものをいう。
- イ 美術の著作物とは、絵画や版画等の著作物をいい、美術工芸品も含まれる。
- ウ データベースの著作物とは、データベースであって、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものをいう。
- エ 編集著作物とは、編集物であって、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものをいう。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 3 5

ア～エを比較して、弁理士法において、特許庁における手続のうち、弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占的な代理業務とされているものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許原簿への登録の申請手続
- イ 実用新案登録出願手続
- ウ 商標登録出願手続
- エ 国際出願手続

問 3 6

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一企業内で転籍前の職務に属する発明を、転籍後の部署で完成させた場合でも、職務発明に該当する。
- イ 職務に属する発明であれば、発明すること自体が職務でない者がした発明でも職務発明に該当する場合がある。
- ウ 法人の役員が、職務に属する発明をした場合、当該発明の発明者はその法人となる場合がある。
- エ 従業者等が職務発明を完成した後、承継により会社に特許を受ける権利が帰属する場合がある。

問 3 7

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家の許諾を得て実演が録音又は録画された映画の著作物を、映画の著作物として複製する場合は、実演家の許諾を得る必要がある。
- イ 職務著作に係る著作物を利用する場合は、その著作物を創作した従業者の許諾を得る必要はない。
- ウ 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができる場合がある。
- エ 本名ではないペンネームで発表した作品であっても、著作物として保護され得る。

【第 24 回検定 2 級学科試験】

問 38

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の同業者が競争を避けて利益を確保することを目的として、価格や販売数量などを共同で取り決め、協定を結ぶことを「カルテル」という。
- イ 独占禁止法に違反すると思われる事実があるときは、誰でも公正取引委員会に報告し、措置を求めることができる。
- ウ 複数の特許権者が特定分野の特許について相互にライセンスしあう取決を「パテントプール」という。
- エ 特許権の実施許諾契約において、実施権者に対して、特許権者よりも安価な製品の販売を禁止することは、「不正な取引方法」に該当するおそれが高い。

問 39

ア～エを比較して、特許制度と品種登録制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許制度は、発明という技術的思想の創作を保護対象とするのに対し、品種登録制度は、植物の新品種という植物体の集合を保護対象とする点で相違する。
- イ 特許制度と品種登録制度とは、発明者及び植物の新品種の育成者に対して知的財産権を付与することによりインセンティブを与える制度である点で共通する。
- ウ 特許権の存続期間の終期は、出願の日から起算するのに対し、育成者権の存続期間の終期は、登録の日から起算する点で相違する。
- エ 品種登録の要件の 1 つとして、特許要件と同様に、進歩性を有することが必要とされる。

問 40

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 指定商品が二以上であっても、商標登録出願の一部を新たな商標登録出願として分割することができない。
- イ 補正した内容が要旨の変更であると判断されると、審査官の決定によりその補正は却下される。
- ウ 商標登録出願について出願審査請求がされると、その出願の実体審査が開始される。
- エ 指定商品を非類似の商品へ変更する補正は要旨の変更に該当するが、指定商品を類似する商品へ変更する補正は、要旨の変更に該当しない。

【2級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	ア
問3	ウ
問4	イ
問5	ア
問6	ア
問7	ア
問8	エ
問9	ウ
問10	エ
問11	ア
問12	ア
問13	エ
問14	ウ
問15	エ
問16	イ
問17	イ
問18	イ
問19	ウ
問20	ア
問21	イ
問22	ウ
問23	エ
問24	ウ
問25	イ
問26	ウ
問27	ウ
問28	エ
問29	イ
問30	イ
問31	ア
問32	ア
問33	ア
問34	ア
問35	ア
問36	ウ
問37	ア
問38	ウ
問39	エ
問40	イ